

令和7年 第11回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月25日（火）午後1時30分から午後2時34分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (13人)

|    |     |      |
|----|-----|------|
| 会長 | 16番 | 大芦 宏 |
| 委員 | 1番  | 新井 勉 |
| 委員 | 2番  | 川田恒夫 |
| 委員 | 4番  | 石澤和枝 |
| 委員 | 5番  | 齋川英夫 |
| 委員 | 6番  | 小関昭男 |
| 委員 | 7番  | 深澤雄二 |
| 委員 | 8番  | 中島福一 |
| 委員 | 10番 | 松島 明 |
| 委員 | 11番 | 蘆原洋子 |
| 委員 | 12番 | 小久保勝 |
| 委員 | 14番 | 澁江修身 |
| 委員 | 15番 | 野村春男 |

4. 欠席委員 (2人)

|    |     |      |
|----|-----|------|
| 委員 | 9番  | 小林秀男 |
| 委員 | 13番 | 立川幸一 |

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明願について

議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成に係る要請について

## 6. 農業委員会事務局職員

|       |          |
|-------|----------|
| 事務局長  | 塩野目裕     |
| 副参事   | 森久仁彦     |
| 農地調整係 | 係長 亀山聡士  |
|       | 主査 安在亮人  |
|       | 主事 島田佳汰  |
|       | 主事補 小林 准 |

## 7. 会議の概要

|      |   |
|------|---|
| 事務局長 | ただいまから、令和 7 年第 1 1 回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。 |
|------|---|

|     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 議 長 | 開会に先立ち、本日の出席委員数を事務局長に報告してもらいます。 |
|-----|---------------------------------|

|      |   |
|------|---|
| 事務局長 | はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、13 名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第 4 条による欠席の届出のあった委員は、議席番号 9 番 小林秀男委員及び、議席番号 13 番 立川幸一委員の 2 名でございます。<br>また、農地利用最適化推進委員の出席は 13 名でございます。 |
|------|---|

|     |  |
|-----|--|
| 議 長 | 事務局長の報告のとおり、出席委員数は 13 名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。<br>ただいまから、令和 7 年第 1 1 回佐野市農業委員会総会を開会いたします。<br>これより、議事日程に入ります。 |
|-----|--|

日程第 1、会期の決定についてであります。本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号2番 川田恒夫委員、議席番号15番 野村春男委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の安在亮人主査、島田佳汰主事を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和7年11月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和7年11月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第7号まででございます。

はじめに議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第1号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和7年11月25日提出 佐野市農業委員会会長。

3条862番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.5km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機2台、田植機1台、動噴1台、ミニコンボ1台を所有しております。主な経営作物は、米・野菜となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は250日です。検討事項6項目につきましては、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条863番 使用貸借による権利の設定です。申請地までの距離は0.05km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。主な経営作物は、米・花卉となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は600日です。検討事項6項目につきましては、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条864番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.0km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台を所有しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。検討事項6項目につきましては、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条865番 賃借権の設定。借賃は〇〇円です。申請地までの距離は4.0km、所要時間は10分です。農機具の所有状況は、トラクター3台、作業機2台を所有しております。主な経営作物は、牧草となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は700日です。検討事項6項目につきましては、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していた

だきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましても、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条866番 交換による所有権の移転です。申請地までの距離は1.0km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。主な経営作物は、米・野菜となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は300日です。検討事項6項目につきましても、6番につきましても、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましても、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条867番 交換による所有権の移転です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。主な経営作物は、米・野菜となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は200日です。検討事項6項目につきましても、6番につきましても、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましても、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

なお、議案第1号 3条865番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。

3条865番について、審査会班長をお願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

3条865番の案件について報告します。本申請につきましても、賃借権の設定2筆の申請になります。申請人は、当該農地を基盤法で借りていた耕作者から後任の相談を受け、耕作をしていくため、貸借を付ける申請となります。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、作付計画としましては、牧草を栽培、収穫、販売する予定となっております。以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

以上で審査会による報告が終わりました。

ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。  
3条866番と867番について、議席番号6番 小関昭男委員が、議事参与の制限に該当します。

以上2件について審議します。

小関昭男委員の退室をお願いします。

(小関委員 退室13:50)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。3条866番と867番について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

小関昭男委員の入室をお願いします。

(小関委員 入室13:51)

次に、3条866番と867番以外の案件について審議します。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。3条866番と867番以外の案件について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

次に議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願いについてを議題といたします。事務局に議案第2号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願いについて、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求めます。

令和7年11月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号29条53番について、調査班お願いします。

調査班

規則29条53番について報告します。農地法に基づく検討状況ですが、転用目的が自己の耕作のための農作業用駐車場であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われま

す。以上のようなことから、現地調査班の意見は証明できると思われま

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第2号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第3号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第3号 農地法4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和7年11月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号4条178番について、調査班をお願いします。

調査班

4条178番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われま

議長

ありがとうございます。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よってそのように決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に議案第4号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次

のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和7年11月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第4号 5条1194番から5条1200番について、調査班お願いします。

調査班

5条1194番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1195番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1196番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1197番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1198番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当

し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1199番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1200番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(中島 福一委員 挙手)

中島委員お願いします。

8番  
中島委員

5条の1194番と1195番についてですが、住居として使うということで、地図に〇〇さんと記載してある自宅を使うのですか。また、もともと宅地ではなかったのですか。

議長

事務局お願いします。

事務局

地図に〇〇さんと記載の自宅が空き家となっている状況です。受人が1194番と1195番の申請地とその周辺、東側と北西側の土地を取得して、住宅をリフォームしてお住まいになり、また受人は土木業を営んでいることから、住居スペース以外を資材置き場として利用する計画となっております。1194番と1195番の申請地は農地転用の手続きがされていなかったため、今回の申請となったものです。

議長

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第3号の1196番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、1196番以外については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。  
事務局に、議案第5号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第5号 非農地証明願について、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求めます。

令和7年11月25日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号 非農地564番から非農地568番について、調査班お願いします。

調査班

非農地564番について報告いたします。願出地の周囲に農地はないため、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

非農地565番について報告いたします。願出地の周囲に農地はないため、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

非農地566番について報告いたします。願出地の周囲に農地はないため、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行わ

れており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われま

す。非農地567番について報告いたします。願出地の周囲に農地はありますが、営農に支障はないと思われま

す。願出地は人為的に転用行為が行われている状況と、森林の様相を呈している状況であり、また20年以上経過しているため、非農地証明はやむを得ないと思われま

議 長

ありがとうございます。

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第5号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号については、願いのとおりに証明することに賛成の委員の挙手を求めま

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、願いのとおりに証明することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。

事務局に議案第6号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めま

す。令和7年11月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。

地域計画区域外の4番について、議席番号11番 菰原洋子委員が、議事参与の制限に該当します。

以上1件について審議します。

菰原洋子委員の退室をお願いします。

(菰原委員 退室14:28)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。地域計画区域外の4番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

菰原洋子委員の入室をお願いします。

(菰原委員 入室14:29)

次に、議案第6号の地域計画区域外4番以外の案件について審議します。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議地域計画区域外4番以外の案件について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第7号 農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成に係る要請についてを議題といたします。

事務局に議案第7号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第7号 農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成に係る要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成を要請することについて、意見を求めます。

令和7年11月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第7号について、申出の通り計画作成を要請することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第7号については、申出の通り計画作成を要請することに決定いたしました。

さて、お手元にお配りしました農地法第5条申請に係る意見聴取（令和7年10月分）に対する回答についてをご覧ください。令和7年第10回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得ましたことをご報告します。許可については、他法令と調整のうえ会長専決にて許可書を交付させていただきました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いた

しました。令和7年第11回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後2時34分閉会